

各 位

趣 意 書

昭和薬科大学は、昭和 5 年、各種学校から専門学校への昇格を志した女子生徒たちを中心に、教師、篤志家、父母らの手によって創設され、以来、オーナー創立者のいない自由闊達で家族的な校風のもと、これまでに 2 万人近い卒業生を薬学に関わる様々な分野に送り出し名門薬科大学に相応しい発展を遂げています。

平成 18 年度から医療技術の高度化・医薬分野の発展にあわせて、高度な臨床実践能力を有する薬剤師を養成することが求められ、薬学部は 6 年制教育課程に移行しました。それに対応すべく本学では、平成 21 年に臨床薬学教育に対応した第 2 講義棟を竣工、また聖マリアンナ医科大学病院をはじめ 40 を超える大学病院や基幹病院と 5 年次実務実習契約施設として提携、更に聖マリアンナ医科大学、東海大学、杏林大学及び東京純心大学等の医療系大学の学生と一緒にチーム医療教育を学ぶ多職種連携教育（IPE：Interprofessional education）をカリキュラムに組み込むなど本学独自の新たな薬学教育の充実を図って参りました。また、平成 24 年度には 6 年制教育課程を基盤とする 4 年制大学院博士課程薬学専攻を開設し、医療社会で活躍する臨床マインドと高度の専門性を必要とされる研究マインドとをバランスよく備えたファーマシスト・サイエンティストを育成していくことにも尽力しております。

一方で、平成 2 年に移転した町田キャンパスは築 33 年が経過し、校舎ほか各施設の老朽化による大規模修繕や新たな ICT 教育の拡充など学生の教育研究の為の多額の資金を必要とする事業を実施しております。また、少子化による 18 歳人口の減少による大学間入学者獲得の競争の激化や公的補助金の減少などもあり、本学を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増してきております。そのため昭和薬科大学では例年、「昭和薬科大学の教育・研究施設設備の充実」のための寄附を募り、卒業生の諸先輩方や学生の保護者様はじめ広く関係各位に資金のご支援をお願いしております。

昭和薬科大学には、いつの時代も家族的な校風のもと、自助努力で困難を乗り越え、母校の発展を支えてきた歴史があります。こうした他大学に例を見ない本学の伝統を受け継ぐとともに、これからも学生に豊かな教育・研究環境を提供していくためにも、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 4 月

学校法人 昭和薬科大学

理事長 **渡 部 一 宏**

昭和薬科大学

学 長 **宇都口 直 樹**

昭和薬科大学教育充実資金寄附金募集要項

1. 名称 「昭和薬科大学教育充実資金寄附金」
※この寄附金は任意のものであり、入学を条件としたものではありません。
※この寄附金は「特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第78条第2項第3号又は法人税法第37条第4項に規定する寄附金」であり、出資目的寄附金ではありません。
2. 目的 昭和薬科大学薬学部の教育・研究施設設備充実のため
3. 目標額 50,000,000円
4. 金額 一口 10,000円（金額に関わらず有難くお受けいたします）
5. 募集期間 令和6年2月～令和7年1月
6. 申込方法 最寄りの銀行又はゆうちょ銀行・郵便局よりお振込みください。
尚、令和4年2月より同封の払込取扱票の取扱いが変更になりました。
詳細については本学ホームページの、「卒業生の方へ」→「寄附金の募集について」→「払込取扱票の取扱いの変更について」をご参照ください。
令和6年4月よりクレジットカードやコンビニ支払いによる寄附が可能となる予定です。

7. 免税措置

【個人の皆さま】

所得税について

平成23年度の税制改正に伴い、既存の「所得控除制度」に加え、新たに「税額控除制度」が導入され、寄附者がいずれかを選択できるようになりました。(1)の税額控除を選択した場合、所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、(2)の所得控除と比較してほとんどのご寄附について減税効果が大きくなります。(2)は所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方は減税効果が大きくなります。

(1)税額控除 (寄附金額 - 2千円) × 40% = **所得税控除額** (所得税額の25%が限度)

(2)所得控除 寄附金額 - 2千円 = **所得控除額**

いずれも年間の合計寄附金額が年間総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

個人住民税について

都道府県又は市区町村が条例で指定した団体に対して、2千円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から税額控除することができます。

(本学を条例指定している地方公共団体：東京都、町田市)

(寄附金額^{※1} - 2千円) × 住民税控除率^{※2} = **住民税控除額**

※1 控除対象となる寄附金額はご寄附された年の総所得金額等の30%が上限となります。

※2 都道府県が指定した寄附金…4%、市区町村が指定した寄附金…6%、都道府県と市区町村の双方が指定した寄附金…10%

ご寄附いただいた年の翌年1月1日のご住所の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。
お住まいの各自治体へお問い合わせ下さい。

8. 控除手続

所得税と住民税双方から寄附金控除を受けるには所轄の税務署にて確定申告が必要です。確定申告の手続には、本学発行の「寄附金領収書」及び「特定公益増進法人証明書(写)・税額控除に係る証明書(写)」が必要となります。所得税の確定申告をせず、住民税の寄附金税額控除のみの適用を受ける場合はお住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

【法人の皆さま】

法人による寄附の場合、特定公益増進法人に対する寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入することが可能です。

9. 新入生の皆さま

大学及び沖縄の附属校にご入学された年の寄附金につきましては、「学校の入学にかかわる寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象から除外されます。

※入学願書受付の開始日から入学が決定された年の年末迄の期間内に納入したものをいう。

(例)大学卒業生の御子女又は、在学生のきょうだいが、大学及び沖縄の附属校を受験予定もしくは入学された場合で上記(※)の期間内における寄附は免税措置の対象とはなりません。

10. お問い合わせ先

〒194-8543 東京都町田市東玉川学園 3-3165
昭和薬科大学 募金事務室（総務課内）
電話 042-721-1505（総務課直通） 042-721-1511（代表）